

# 職長・安全衛生責任者能力向上教育 案内書

## 法令根拠 講習内容

- 労働災害防止を推進するうえで、作業中の労働者を直接指導又は監督する職長等の果たす役割は非常に重要です。職長等に対する教育等においては、労働安全衛生法第19条の2第1項の規定に基づく「安全衛生教育の推進について」(平成3年1月21日付け基発第39号)の別紙「安全衛生教育推進要綱」や、「製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について」(令和2年3月31日付け基発0331第7号)で示されております。
- この講習は、新たに職長等の職務に就いた(職長等教育を修了した)後、定期的(概ね5年毎)に、また、機械設備等を大幅に変更した時に、再教育を行ってレベルアップを図るため、上記通達等に基づいて実施するものです。ぜひ、この機会に受講されるようお勧めします。
- なお、当協会が行う職長・安全衛生責任者教育は、製造業(据付けや保守、設備工事等の作業を含む。)を対象に行うものです。一般の建設業関係については、「建設業労働災害防止協会 愛媛支部(089-943-5330)」にお問い合わせください。

**労働安全衛生法第19条の2 (安全管理者等に対する教育等)**  
 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のために従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

## 受講申込

受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)  
 申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日) なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。  
 手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

## 受講資格

職長・安全衛生責任者講習を修了してから、概ね5年が経過した方が対象です。  
 受講申込書に、現在お持ちの職長・安全衛生責任者教育の修了証写しを添付してください。

## 講習科目 講習時間

科目	内容	時間
職長等として行う災害防止、部下の指導・監督の方法に関すること	基本事項(必須)・・・職長等の役割と職務、労働災害の動向、労働災害防止活動、リスクアセスメント、異常時の措置、リーダーシップ、関係法令の動向	2時間
	専門項目(選択)・・・事業場での安全衛生活動、労働安全マネジメントシステム、部下への指導力向上(コーチング、確認会話など)	2時間
グループ演習	テーマ・・・職長等の職務上の課題、事業場の安全衛生活動(危険予知訓練など)、リスクアセスメント、部下への指導力向上から選択	2時間
安全衛生責任者	安全衛生者の役割と職務	0.5時間
職長のみは合計6時間 …… この時間には休憩時間は含まれておりません。 職長・安責は合計 6.5時間 実際の講習では休憩を考慮した時間配分となっています。		

※グループ演習(討議)では、感染予防のため、当協会が用意するフェイスシールドを着用します。

## 受講料

区分	受講料(税込)		テキスト代(税込)	合計(税込)	
一般	職長・安責	11,000円	970円	職長・安責	11,970円
	職長のみ	10,450円		職長のみ	11,420円
会員	職長・安責	7,700円		職長・安責	8,670円
	職長のみ	7,150円		職長のみ	8,120円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

## 修了証

全科目を受講し、修了試験に合格した方に対して、後日、修了証を交付いたします。